

## **[事案 2024-148] 新契約取消請求**

・令和7年8月13日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

募集人の不適切な募集を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主な主張>**

令和5年9月に契約した医療保険（緩和型）について、健康であるにもかかわらず緩和型の保険に加入させられたこと等から、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主な主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)健康体と緩和型では保障内容・保険料が異なるため、複数回にわたって申立人妻に説明し、意向を踏まえた保険提案を行った結果、本契約の加入を希望された。
- (2)申立人妻が同席のもと、申立人に本契約の保障内容を説明し、納得いただき申込手続きを行っている。
- (3)申込みの署名等もすべて申立人が行っており、募集上の瑕疵は認められない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件について適正な判断を行うためには、申立人の求める結論およびその法的根拠について、事情聴取を行い確認する必要があるが、申立人から事情聴取の協力を得られなかったことから、裁定手続を打ち切ることとした。